

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が、富山都市計画富山復興土地区画整理事業(以下「本件事業」という。)の清算金に係る供託書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成16年4月9日、異議申立人は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「本条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、本件事業の清算金に係る供託書(以下「本件公文書」という。)の開示を請求した。

2 開示決定等

- (1)平成16年4月22日、実施機関は、上記の請求に対し、不存在であることを理由に非開示決定処分を行い、異議申立人に通知した。
- (2)平成16年6月22日、異議申立人は、本件非開示決定処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。
- (3)平成16年7月5日、実施機関は、本件非開示決定処分に係る異議申立てについて、本条例第19条の規定に基づき、富山県情報公開審査会(以下「本審査会」という。)に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「上記非開示決定処分の取消しを求める。」というものである。

2 異議申立ての理由及び異議申立人の主張

「異議申立書」、「非開示理由説明書に対する意見書」及び異議申立人が本審査会で行った意見陳述において異議申立人が主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

清算金の供託の手続きは、県が法務局へ供託書を提出し、受理された時点で供託書の正本が県へ渡されると聞いている。供託者である県が供託書の正本を受け取っていないながら、開示請求に対しては廃棄か紛失したことにより不存在であると説明しているが、実施機関は、供託の原因事実をどのように記載して供託したのか説明する義務がある。本来供託者が所持すべき供託書が存在しないということとはあり得ず、開示して事実を詳細に説明するよう求める。

第4 実施機関の主張

「非開示理由説明書」及び実施機関が本審査会で行った意見陳述において実施機関が主張している非開示の理由は、概ね次のとおりである。

異議申立人からの公文書開示請求を受けて実施機関では、都市計画課の職員が富山県公文書館に保存されている本件事業に関する公文書を探したが、本件公文書の所在は確認できなかった。

県が本件事業の清算金を富山地方法務局に供託することについての起案文書「土地区画整理事業清算金の供託について伺」が保存されており、当該文書によって異議申立人の父が被供託者であることが確認できた。

このことから、本件公文書は当時県が保有していたものと推測される。現在保有していないのは、今から約34年前の文書であることから、詳細は分からないが、本件公文書の保存期間を永年以外としたために保存期間の経過により廃棄したか、又は紛失したかのいずれかと考えられる。

このため、実施機関では、本件公文書を保有していないものと判断して、本条例第11条第2項の規定により非開示の決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、民法（明治29年法律第89号）、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）の規定に基づき、実施機関が異議申立人の父のために供託した本件事業の実施に伴う清算金に係る供託書である。本件公文書の不存在が争われているので、まず実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるか、次に、作成し、又は取得したと認められるなら、現在でも実施機関が保有していると認められるか、検討する。

2 本件公文書の不存在について

（1）まず、実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるか検討する。

実施機関から提出された昭和45年11月6日付けの起案文書「土地区画整理事業清算金の供託について伺」によれば、本件事業の実施に伴う清算金を交付すべき者であって住所が確知できないもの又は清算金の受領を拒んでいるものがあるため、民法第494条の規定により、清算金を富山地方法

務局に供託することとしており、その中で受領を拒んでいる者として異議申立人の父の住所、氏名及び供託金額が記載されている。また、供託の受理手続について定める供託規則第18条の規定では、供託者が供託所に供託書を提出し、受理されると供託所から供託書正本が交付される旨規定している。

よって、本審査会としては、実施機関の職員が、当時、本件事業の実施に伴う清算金の供託に係る文書を作成するとともに、清算金を供託し、供託所（富山地方法務局）から本件公文書の交付を受けたことにより、本件公文書を取得し、実施機関において保有していたものとする。

（2）次に、実施機関が現在も本件公文書を保有していると認められるか検討する。

実施機関の説明では、本件公文書作成当時の文書管理の基準においては、本件公文書を永年保存として分類していたかどうかは不明であり、現在、本件公文書を保有していないのは、永年保存と分類していたが管理が不十分であったため紛失したか、あるいは、保存期間を永年以外の期間に分類していたため保存期間の経過により廃棄したかのいずれかと考えられるとのことであった。

また、実施機関が異議申立人からの公文書開示請求を受けて、本件公文書の所在確認を行ったが発見できなかったとのことであった。本審査会においても事務局職員に命じ、実施機関の職員の立会のもと、実施機関が行った探索の方法、範囲等について確認させたが、本件公文書の存在は確認できなかった。

よって、本審査会としては、現時点において実施機関が本件公文書を保有していると認めることはできない。

（3）なお、本件公文書については、現在の実施機関の文書管理の基準からすれば永年保存すべきものであると考えられる。本条例に定める公文書開示請求制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠であり、実施機関においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する定めを遵守し、公文書の適正な管理に努められるよう要望する。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成16年 7月 5日	諮問書を受理
平成16年 8月12日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成16年 8月26日	非開示理由説明書を受理
平成16年 8月31日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成16年 9月 3日 (第20回審査会)	諮問事案の概要説明
平成16年11月29日	異議申立人の意見書を受理
平成16年11月30日 (第22回審査会)	諮問事案の概要説明 実施機関職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成16年12月24日 (第23回審査会)	審議
平成17年 1月28日 (第24回審査会)	審議
平成17年 2月 9日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役	
民 谷 千鶴子	富山県婦人会副会長	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長
米 田 育 代	富山県地方労働委員会委員	